

平成23年4月7日
株式会社 山梨中央銀行

東日本大震災（平成23年東北地方太平洋沖地震）および原子力発電所事故により避難された他行預金者の皆さまに対する「代理払戻し」について（その2）

このたびの「東日本大震災」により被害を受けられた皆さまに対しまして、心からお見舞い申しあげます。

株式会社山梨中央銀行（頭取 芦澤 敏久）では、平成23年4月8日から、今回の震災および原子力発電所事故により避難された皆さままで、東北地方の取引銀行にご預金をお持ちの方を対象として、下記のとおり「代理払戻し」を行うことといたしましたのでお知らせいたします。

被災された皆さまのご健康と、被災地の一日も早い復興をお祈り申しあげます。

記

1. 対象となる銀行

莊内銀行 山形銀行 きらやか銀行 岩手銀行 東北銀行
北日本銀行 七十七銀行 仙台銀行 福島銀行 大東銀行

2. 代理払戻しの内容

（1）払戻対象預金

原則、普通預金、当座預金等の流動性預金。

（2）払戻限度額

原則、預金口座残高範囲内で、1口座あたり1日10万円以下（千円単位、個人・法人は問いません）

3. 本人確認について

（1）ご本人さまであることが確認できる「運転免許証」や「健康保険証」などをできる限りご持参ください。

（2）本人確認資料をお持ちでない場合でも、山梨中央銀行の窓口にご相談ください。

4. 取扱開始日

平成23年4月8日（金）

5. お客さまからのお問い合わせ先

山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター
フリーダイヤル：0120-201862（照会コード：9）
[受付時間] 月曜日～金曜日 9:00～17:00
(ただし、祝日・12/31～1/3は除きます。)

以上